

県又は市町村が施行する土地区画整理事業における事業計画の決定及び変更手続きに係る口頭意見陳述等への対応要領

(趣旨)

第1条 この要領は、千葉県都市計画審議会（以下「審議会」という。）が、土地区画整理事業（昭和29年法律第119号）第55条第4項の規定により、県又は市町村が施行する土地区画整理事業において縦覧に供された事業計画（変更を含む。以下「事業計画」という。）に対する土地区画整理事業法第20条第2項に規定する利害関係者（以下「利害関係者」という。）からの意見書を、審査するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(審議会における口頭意見陳述)

第2条 土地区画整理事業法第55条第2項の規定により、事業計画に対する意見書を提出した利害関係者から、土地区画整理事業法第55条第5項の規定により準用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第31条の規定に基づく口頭意見陳述の申立てがあった場合、審議会は、当該申立てをした者（以下「申立人」という。）に意見を述べる機会を与えなければならない。

- 2 前項の申立ては、書面によらなければならない。
- 3 口頭意見陳述の実施にあたり、会長は次の各号に掲げる事項を行う。
 - 一 行政不服審査法第31条第2項の規定による口頭意見陳述の期日及び場所の指定並びに審理関係人の招集
 - 二 同条第3項の規定による補佐人の出頭に係る審理員の許可
 - 三 同条第4項の規定による陳述の制限
 - 四 同条第5項の規定による処分庁に対する質問に係る審理員の許可
- 4 審議会は、意見書又は陳述された意見に関し、申立人に質問することができる。

(口頭意見陳述の事前聴取の実施)

第3条 会長は、審議会における口頭意見陳述が、次の各号に該当し、その実施が困難である場合、口頭意見陳述の聴取を事前に実施する。

- 一 申立人が希望する期日及び場所において、審議会の開催の調整ができない場合
 - 二 申立人が多数のため、実施に長時間を要し、迅速な審議に支障が生ずる場合
- 2 聴取者は次に掲げる者とする。
 - 一 会長
 - 二 千葉県都市計画審議会条例（昭和44年千葉県条例第6号）第2条第1項に規定する委員のうちから事前聴取に出席できる委員
 - 3 事前聴取の実施に際し、聴取者以外の審議会の委員による前条第4項に規定する申立人への質問については、あらかじめ、会長が書面にて募り、申立人へ質問する。
 - 4 事前聴取の実施に際し、会長は、聴取者を招集する。
 - 5 事前聴取の議長は、会長又は聴取者のうちから会長が指名する者が行う。

6 口頭意見陳述の実施の状況は、録音・録画により記録する。

(審議会への報告)

第4条 事前聴取の議長は、前条の規定により、聴取した内容を記録した議事録及び要旨をまとめた録取書を作成し、審議会に報告しなければならない。

2 前項の録取書には、次の事項を記載しなければならない。

- (1) 口頭意見陳述を実施した日時及び場所
- (2) 出席者の住所及び氏名
- (3) 事案の件名
- (4) 聴取した内容の要旨
- (5) 申立人への質問及び回答の要旨
- (6) その他必要な事項

3 会長は、口頭意見陳述に先立ち、議事録・録取書署名人を指名するものとする。

(口頭意見陳述等の公開)

第5条 口頭意見陳述は、非公開にて実施する。

2 口頭意見陳述の議事録は、個人情報等の不開示情報を除き公開するものとする。

(準用)

第6条 口頭意見陳述の方法等について、千葉県都市計画公聴会規則（昭和45年規則第3号）第6条の規定を準用する。この場合において、同条中「公述人」とあるのは「申立人」と、「公聴会」とあるのは「口頭意見陳述」と、「都市計画案」とあるのは「意見書」と読み替えるものとする。

(証拠書類等の提出)

第7条 土地区画整理法第55条第5項の規定により準用する行政不服審査法第32条第3項の規定による証拠書類等を提出すべき相当の期間は、会長が定める。

(庶務)

第8条 意見書の内容の審査に係る庶務は、千葉県都市計画審議会条例第8条に規定する機関において処理する。

(委任)

第9条 この要領に定めるもののほか、意見書の内容の審査に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要領は、平成11年8月2日から実施する。

附 則

この改正は、令和元年10月21日から施行する。